

区内の子ども（高校生相当まで）は区立体育施設の  
一般使用料が無料（免除）となります

- ・ 区内在住・在学・在勤の児童（高校生相当まで）

（注意）高校3年生の学年の3月31日までの間の方が対象です。

- ・ 一般使用が免除対象（無料）です。なお、さざんかねっとで  
予約する貸切使用は免除対象外（有料）です。

- ・ 一般使用を無料（免除）で利用するには登録手続きを行い、  
利用者証の交付を受ける必要があります。

- ・ 必要書類（お子さんの書類が必要となります）

マイナンバーカード、区で発行した医療証（マル子、マル青）  
などのうち、1点

- ・ 詳細はQRコードから確認してください

